

別表(第3条、第4条、第5条、第8条、第9条関係) その1(文化事業)

事業の種類	補助対象	補助対象者	補助対象経費	補助金の額等	交付申請			実績報告	
					申請者	添付書類	申請期限	添付書類	報告期限
(1) 国際文化交流事業の開催	外国の文化活動団体と共同で行う音楽、演劇等の合同公演、海外作品を含む合同展示、コンテスト等の市内で開催される文化事業	1 次のいずれにも該当する文化活動団体 (1) 構成員自ら創作・実演活動を行う団体 (2) 1年以上継続して文化活動の実績を有する団体 (3) 一定の規約又は会則を有し、かつ代表者及び住所が明らかである団体 (4) 会計経理が明確な団体 (5) 入会に関して、排他的な条件を付していない団体	出演費、音楽費、文芸費、会場費、舞台費、設営費、運搬費、謝金、旅費、通信費、宣伝費、印刷費、記録費	1 補助金の額 補助対象経費から入場料等収入を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額以内で予算及び申込状況を勘案して定める額(1,000円未満の端数が生じるときは、その端数を切り捨てた額)とし、100万円(市長が必要と認める場合は、別に市長が定める額)を上限とする。 ただし、補助対象経費が50万円未満の場合は、補助の対象としない。	団体の代表者	1 事業実施計画書(第5号様式) 2 団体活動状況調(第6号様式) 3 収支予算書(第7号様式)その1 4 補助金計算書(第8号様式) 5 その他参考資料	事業開催日の60日前	1 事業実施報告(第10号様式) 2 収支決算書(第11号様式)その1 3 補助金清算書(第12号様式) 4 その他参考資料	事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日
(2) 広域的文化事業の開催	芸能、音楽等文化芸術分野における市内で開催される全国大会、地区大会等 全県的な規模で開催する美術の発表若しくは展示又は音楽、演劇・大衆芸能、舞踊、古典芸術の公演若しくは発表等の市内で開催される芸術文化活動 刊行物発行事業(文学等の刊行物の発行事業で1回当たりの発行部数が500部以上のものに限る)	2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体は、補助対象者とし (1) 地方公共団体及びその出資団体 (2) 春日井市文化振興補助金交付要綱(平成18年4月1日施行)に基づく文化振興補助金の交付対象団体(開催当番市として広域的芸術文化活動を行う場合を除く)	刊行物印刷費	2 補助回数 年度内は、1団体につき1回とする。					
(3) 魅力発信事業の開催	市に伝わる遺跡、民話、歴史、特産品など市の特徴的な事物を素材として仕立てた舞台、音楽会等の文化事業 市をPRできる映画制作・上映事業	(3) 政治団体及び宗教団体 (4) 営利を目的とする団体 (5) 文化活動以外の活動を主たる目的とする団体	出演費、音楽費、文芸費、会場費、舞台費、設営費、運搬費、謝金、旅費、通信費、宣伝費、印刷費、記録費 映画製作費 映画上映費						
(4) 周年・記念芸術文化活動事業の開催	1 周年事業 5年又は10年を周期とした事業で、内容・規模が例年とは異なる趣向をこらし、会場、参加者数等事業規模が例年を上回る事業 2 記念事業 国・地方自治体・民間団体が主催する顕彰的な賞の受賞を記念して行われる事業	1 次のいずれにも該当する文化活動団体 (1) 構成員自ら創作・実演活動を行う団体 (2) 1年以上継続して文化活動の実績を有する団体 (3) 一定の規約又は会則を有し、かつ代表者及び住所が明らかである団体 (4) 会計経理が明確な団体 (5) 入会に関して、排他的な条件を付していない団体 (6) 市内に活動の本拠を有し、構成員の過半数が市内に在住している団体 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体は、補助対象者とし (1) 地方公共団体及びその出資団体 (2) 春日井市文化振興補助金交付要綱(平成18年4月1日施行)に基づく文化振興補助金の交付対象団体 (3) 政治団体及び宗教団体 (4) 営利を目的とする団体 (5) 文化活動以外の活動を主たる目的とする団体	広域的文化事業の開催の項で定める補助対象経費						

<p>(5) 国際文化交流事業への参加</p>	<p>1 開催国の公的機関又はそれに準ずる団体から招待を受けた国際文化交流事業 2 予選、選考を経て国等の代表として参加資格を得た国内又は海外で行われる世界大会</p>	<p>1 個人参加の場合は、次に掲げる者とする。 ただし、文化活動を業として行う者を除く。 (1) 市内に住所を有する者 (2) 市内の事業所に勤務する者 (3) 市内の学校に在学する者 2 団体参加の場合は、市内に活動の本拠を有し、文化事業及び大会に出場する構成員の過半数が前項に掲げる者で構成されるものとする。 3 前2項の規定にかかわらず、同一事業において、市から派遣費等の支給を受ける団体等は、補助対象者とししない。</p>		<p>1 個人 20,000 円(春日井市を代表して参加するものについては、40,000 円) 2 団体 400,000 円を上限とし1人につき20,000円(春日井市を代表して参加するものについては、800,000 円を上限とし1人につき40,000 円) 3 前項の団体の算定基準となる者は、団員のほか、大会に出場する指揮者及び伴奏者を含み、指導者、介助者、保護者等を含まないものとし、市内在住、在勤及び在学のいずれかに該当する者とする。下欄において同じ。</p>	<p>1 個人 参加者本人(参加者が未成年の場合は、その保護者) 2 団体 団体の代表者</p>	<p>1 事業参加計画書(第9号様式)その1 2 大会の開催要項など内容のわかるもの 3 個人のプロフィール(個人参加の場合に限る) 4 団体活動状況調(第6号様式 団体参加の場合に限る) 5 その他参考資料</p>	<p>事業が終了した日から起算して30日を経過した日</p>	<p>1 事業参加報告書(第13号様式)その1 2 事業に参加したことを証明する書類 3 その他参考資料</p>	<p>事業が終了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日</p>
<p>(6) 国内での文化事業への参加</p>	<p>1 国民文化祭 2 全国高等学校総合文化祭 3 文部科学省等公共機関が主催する全国規模の大会 4 その他市長が適当と認める大会</p>			<p>1 個人 5,000 円(春日井市を代表して参加するものについては、10,000 円) 2 団体 100,000 円を上限とし1人につき5,000円(春日井市を代表して参加するものについては、200,000 円を上限とし1人につき10,000 円)</p>					